

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、処遇改善交付金に始まり何度かの取り組みが更新されてきましたが、直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行ってきました。（※ 算定は令和2年3月サービス提供月で最終算定、令和2年4月以降は算定しない）

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。**
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。**
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること**

という3つの要件を満たしている必要があり、Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

職場環境等要件について

1. 資質の向上

具体的には、認知症介護実践研修、認知症実践リーダー研修、ユニットケアリーダー研修、介護力向上講習への受講支援を行っている。

2. 労働環境・処遇の改善

正職員・臨時職員並びにパートⅠ職員については、福利厚生センターソウェルクラブに加入し、福利厚生を充実させている。また、全職員に対して施設統一のポロシャツを支給している。

3. その他

非正規職員から正規職員への転換

育児短時間勤務職員の申し出を拒むことができる対象の緩和

障害を有する者の新規介護職員採用